

さっぽろ し そうだん き かん 札幌市の相談機関

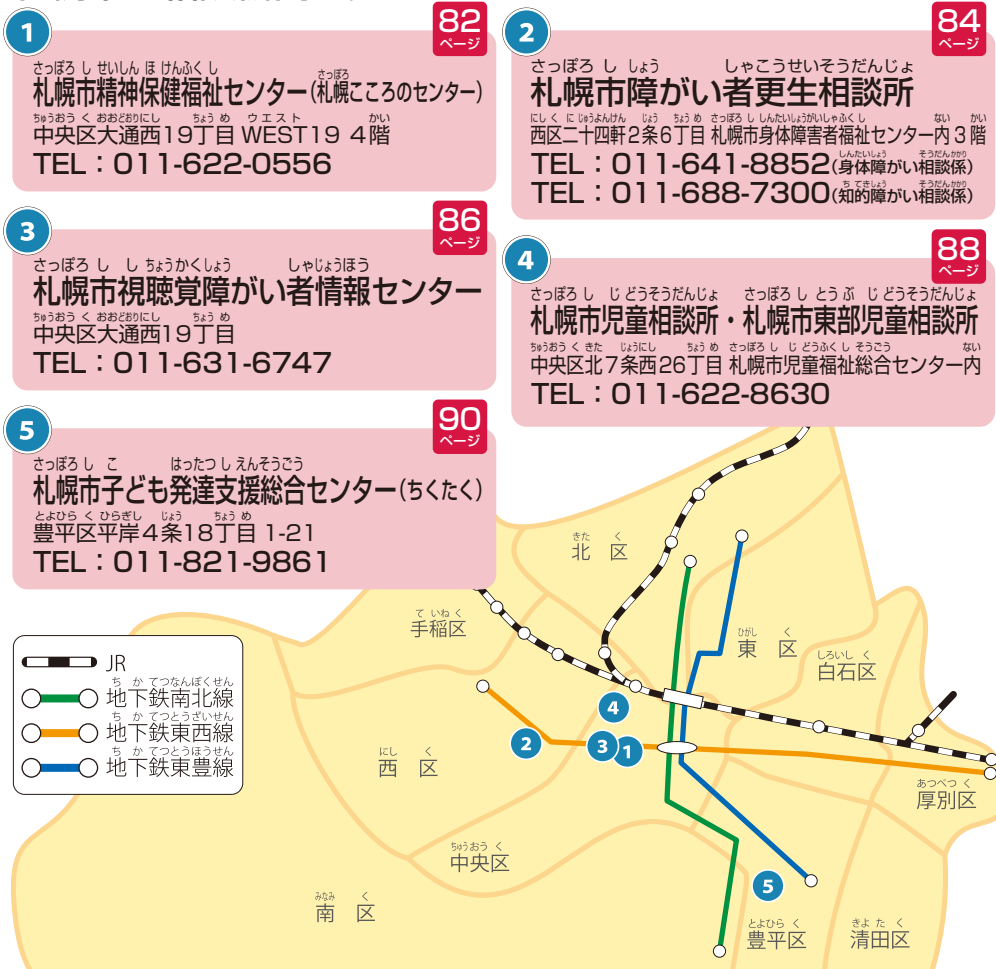
札幌市では相談機関を設置しています。

いずれの相談機関も、19の障がい者相談支援事業所と協力関係にあります。

札幌市の相談機関は、手帳や補装具、自立支援医療等の判定業務や専門的相談を行っています。

なお、手帳や福祉サービス等の申請手続きはお住まいの区の区役所が窓口になります。

さっぽろ し そうだん き かん い ちらん 札幌市の相談機関一覧



かく く やくし ょれんらく さき い ちらん 各区役所連絡先一覧

●中央区役所 〒060-8612 中央区南3条西11丁目 TEL 011-231-2400(代表) FAX 011-231-2346 011-281-2900(ろうあ者相談)	●豊平区役所 〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目1-1 TEL 011-822-2400(代表) FAX 011-833-4096 011-841-2900(ろうあ者相談)
●北区役所 〒001-8612 北区北24条西6丁目1-1 TEL 011-757-2400(代表) FAX 011-757-2411 011-707-2900(ろうあ者相談)	●清田区役所 〒004-8613 清田区平岡1条1丁目2-1 TEL 011-889-2400(代表) FAX 011-889-2703 011-889-2404(ろうあ者相談)
●東区役所 〒065-8612 東区北11条東7丁目1-1 TEL 011-741-2400(代表) FAX 011-711-2900 011-711-2900(ろうあ者相談)	●南区役所 〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目2-1 TEL 011-582-2400(代表) FAX 011-584-9008 011-584-2900(ろうあ者相談)
●白石区役所 〒003-8612 白石区南郷通1丁目南8-1 TEL 011-861-2400(代表) FAX 011-861-2608 011-862-2900(ろうあ者相談)	●西区役所 〒063-8612 西区琴似2条7丁目1-1 TEL 011-641-2400(代表) FAX 011-641-0372 011-631-2900(ろうあ者相談)
●厚別区役所 〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目3-2 TEL 011-895-2400(代表) FAX 011-895-0186 011-892-2900(ろうあ者相談)	●手稲区役所 〒006-8612 手稲区前田1条11丁目1-10 TEL 011-681-2400(代表) FAX 011-694-0530 011-681-2900(ろうあ者相談)



札幌市精神保健福祉センター (札幌こころのセンター)

住 所

〒060-0042
中央区大通西19丁目 WEST19 4階

TEL

心の健康づくり電話相談
011-622-0556 平日 9:00~17:00

0570-064-556 平日 17:00~21:00
土日祝休日 10:00~16:00
※年末年始(12月29日~1月3日)を除く

FAX

011-622-5244
(聴覚・言語が不自由な方のための連絡先)

アクセス

地下鉄：東西線西18丁目駅1番出口(階段)から約10メートル
地下鉄：東西線西18丁目駅1番出口(エレベーター)直結

設備



エレベーター
あり



バリアフリー
対応



身障トイレ
あり



盲導犬
同伴可

その他

WEB: <http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>

スタッフ

所長(医師)	1名	セラピスト・精神保健福祉士	4名
保健師	4名	事務職員	16名
作業療法士	1名		

主にこんな仕事をしています 業務内容

◎精神保健福祉相談

本人、家族などを対象に、思春期、ひきこもり、依存症などの相談を予約制で行っています。一般のこころの健康に関する相談はお住まいの区の区役所保健福祉課で受けています。

◎精神保健福祉に関する知識の普及

心の健康や精神保健福祉に関する調査研究、普及啓発、研修等を行っています。

◎精神医療審査会

精神科病院に入院中の方の入院届等の書類審査や、退院・処遇改善請求について審査する精神医療審査会の事務を行っています。

◎自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳の判定業務および判定に関する事務を行っています。

◎精神科救急情報センターの運営

夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神医療相談を、電話にて受けています。

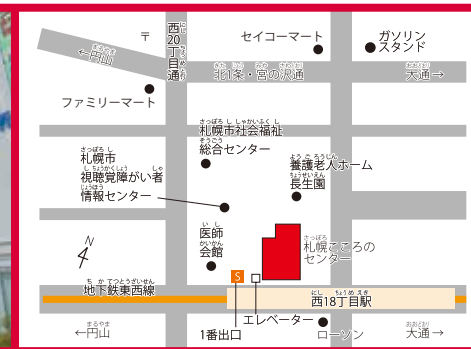
札幌市精神科救急情報センター	電話：011-204-6010	
受付時間	平日	17:00~翌9:00
	土日祝休日	9:00~翌9:00

◎自殺対策

「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に、相談支援、人材養成、普及啓発等を行っています。

◎ひきこもり支援

ひきこもり専門の相談窓口「札幌市ひきこもり地域支援センター」を設置、また、当事者本人やその家族等が交流できる場として「集団型支援拠点よりどころ」を開催しています。





札幌市障がい者更生相談所

住 所

〒063-0802

西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内3階

身体障がい相談係(旧身体障害者更生相談所)

TEL

011-641-8852

知的障がい相談係(旧知的障害者更生相談所〈まあち〉)

011-688-7300

FAX

011-641-8686

E-MAIL

syokousou@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 08:45～17:15

土・日・祝日、年末年始を除く

アクセス

地下鉄：東西線二十四軒駅1番出口から約240メートル

(4番出口にエレベーターあり)

JRバス：「二十四軒駅前」より約320メートル

設備



駐車場あり



エレベーターあり



バリアフリー対応



身障トイレあり



盲導犬同伴可

スタッフ

所長
理学療法士
言語聴覚士
心理判定員
身体障害者福祉司
事務職員

1名
3名
1名
2名
10名
2名

係長
保健師
作業療法士
嘱託医
知的障害者福祉司
※一部兼務あり

3名
1名
1名
18名
4名

主にこんな仕事をしています

業務内容

◎補装具費支給判定

身体に合った車椅子や義足、補聴器など補装具の必要性を判断したり、身体に合っているかのチェック(適合判定)を行っています。

◎自立支援医療(更生医療)給付判定

更生医療とは、一般の医療が終わった後に、残った身体障がいを軽減・改善することを目的とした医療です。この医療が適当かどうかの判定を行っています。

◎療育手帳の新規判定、再判定

知能検査、社会生活能力の確認、医学診断を行い判定します。新規判定の場合は原則として2回以上の来所が必要です。判定の際には、ご本人の普段の様子が分かる方の同行をお願いしています。

<療育手帳とは…?> 知的障がいを公に認定する書類です。手帳があると、福祉サービスや福祉制度を利用しやすくなります。18歳以上の方は障がい者更生相談所、18歳未満の方は児童相談所で判定を行います。

<知的障がいとは…?> 原則として、①発達期(概ね18歳まで)に生じた障がい、②知的機能の障がいがあり、③社会生活や家庭生活に支障が生じていること、以上3点の条件を満たすものを言います。

各種相談・申請の窓口は、お住まいの区役所保健福祉課となります。
なお、来所されるときは、あらかじめお電話で予約をお願いしています。





札幌市視聴覚障がい者情報センター

住 所

〒060-0042
中央区大通西19丁目

TEL

011-631-6747

FAX

011-631-6751

E-MAIL

shichokaku@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 08:45～17:15

祝日、年末年始を除く 専門の相談員は09:30～16:00対応可

アクセス

地下鉄：東西線西18丁目駅1番出口から140メートル
JRバス：「北1条西20丁目」から220メートル

設備



エレベーター
あり



バリアフリー
対応



身障トイレ
あり



盲導犬
同伴可

その他

WEB: <https://www.city.sapporo.jp/shinsho-center/shichokaku/>
聴覚障がいに関すること：札幌聴覚障害者協会事務局（☎642-8010）

スタッフ

所長	1名
係長	1名
視力障害者福祉推進員	3名
事務職員	6名

主にこんな仕事をしています

業務内容

点字図書館

点字図書、録音図書の製作と貸出、拡大図書の製作を行っています。拡大図書は中央図書館で閲覧することができます。

中途失明者社会適応訓練

中途失明された方に対し、点字訓練や音声パソコン訓練などを通所で行っています。

体験コーナー

視覚に障がいのある方のための福祉機器や情報支援機器を展示しており、操作体験をすることができます。

手話・字幕入りDVDの制作・貸出

聴覚に障がいのある方向けのDVDを制作し、貸出を行っています。

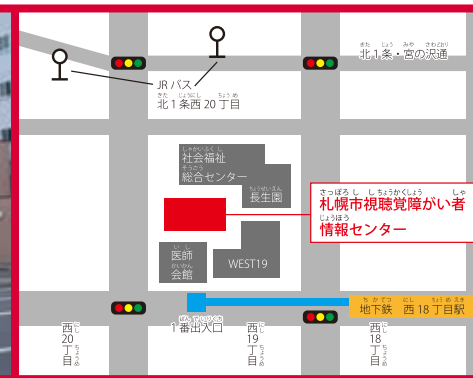
聴能言語訓練

聴覚に障がいのある方を対象に、残存聴力の活用と言葉の習得などの訓練を行っています。

手話通訳者の派遣

コミュニケーションに手話通訳を必要とする方を対象に、依頼に応じて手話通訳者を派遣しています。

上記業務内容のほか、視覚障がいに関する相談を受け付けております。来所される際は、あらかじめお電話でのご予約をお願いいたします。



相談支援事業所

専門機関

札幌市の相談機関

相談したらどんなの？

自分で調べたいときは：



札幌市児童相談所・ 札幌市東部児童相談所

住 所

〒060-0007

中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内

TEL

011-622-8630

FAX

011-622-8701

E-MAIL

kodomo.jisou@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 08:45～17:15

祝日、年末年始を除く

アクセス

地下鉄：東西線西28丁目駅1番出口から約700メートル

JRバス：「北6条西26丁目」下車約180メートル

設備



駐車場あり



エレベーターあり



バリアフリー対応



身障トイレあり



盲導犬同伴可

その他

車椅子等をご利用の場合は、事前にお知らせください。

スタッフ

児童相談所長

2名

部長

4名

課長

11名

児童福祉司等

108名

児童心理司等

46名

一時保護所指導員

94名

障がいに関しては主にこんな仕事をしています 業務内容

◎子どもの発達や障がいについての相談をお受けします。

「言葉の遅れなど、発達に心配がある…」

「障がいのある子どもの訓練の場所を教えてください…」

◎児童心理司や医師による専門的な判定をしています。

・療育手帳の認定に必要な判定

・放課後等デイサービスなどの利用に必要な判定

児童相談所では、障がいに関すること以外にもこんな仕事をしています

◎障がいの有無に関わらず、子どもについてのさまざまな相談をお受けします。

「落ち着きがないなど、子どもの生活や行動に困っている…」

「子育てが辛いなど、育児に不安がある…」

「子どもを家庭で育てることがむずかしい…」

※必要に応じて、子どもの一時保護を実施することもできます。

◎虐待を受けていると思われる子どもの通報を受けています。

「幼い子どもが放置されている…」

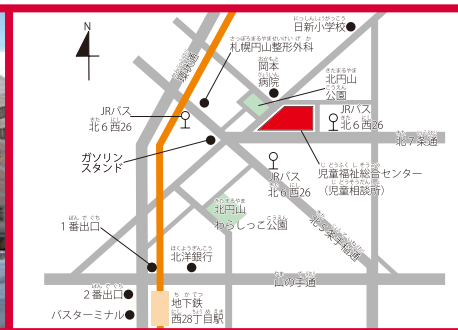
「子どもが泣き叫ぶ声がいっぱい聞こえる…」

こんなときは

児童相談所まで
連絡してください！

「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）011-622-0010、児童相談所虐待対応ダイヤル（三桁ダイヤル）189もあります（いずれも年中無休24時間受付）」

障がい児施設の入所のための障害児入所給付の申請受付、18歳未満の障がい児の療育手帳の申請および更新のための判定を行っています。なお、来所の際は、あらかじめお電話で予約をお願いしています。





札幌市子ども発達支援総合センター (ちくたく)

住 所

〒062-0934
豊平区平岸4条18丁目1-21

TEL

011-821-9861 (地域支援室 新規予約・相談専用電話)

FAX

011-821-8911

E-MAIL

chikutaku-soudan@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 09:00～17:00
祝日、年末年始を除く

アクセス

地下鉄：南北線南平岸駅東出口から 約750メートル
地下鉄：南北線澄川駅から 約1キロメートル
※南平岸駅より無料のシャトルバス運行中。(詳しくは直接お問い合わせください)

設 備



駐車場あり



エレベーターあり



バリアフリー対応



身障トイレあり

その他

お車でお越しの方は、専用駐車場をご利用ください。また、南平岸駅から無料シャトルバスを運行しています。

WEB : <http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/index.html>

スタッフ

医師	6名	作業療法士	5名
セラピスト	19名	言語聴覚士	5名
理学療法士	6名	保育士	26名
		ほか、看護師・指導員など	

主にこんな仕事をしています

業務内容

◎子どもを対象とした医療と福祉の複合施設です

児童精神科、小児科、整形外科等の医療部門に加え、児童心理治療施設、福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前の子どもを対象とした児童発達支援センターの通所部門があります。

◎医療・福祉支援を総合的に提供します

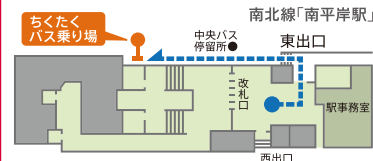
発達の違いや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える家族に対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療、福祉支援を総合的に提供します。

◎相互連携により、市内関係機関の支援体制の向上をめざします

施設内の各機能が連携し、さらに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携により、支援技術等を地域にフィードバックし、札幌市全体の子どもの支援向上を図ります。

子どもの発達や生活の様子などのご相談を希望される方は、地域支援室(011-821-9861)までご連絡ください。
また、支援機関等からのご相談もお受けしております。

南平岸駅から無料シャトルバスを運行しています。



相談支援事業所

専門機関

札幌市の相談機関

相談したらくどんなの？

自分で調べたいときは：

MEMO

MEMO

相談したらどんな対応してくれるの？

ただ話を聞くだけではありません。様々な支援ネットワークを活用して、みなさんの困りごとや悩みごとが解決できるよう支援します。ここでは、特徴的な6つの事例をご紹介します。

相談の例の紹介①

ひとりでいるとどうしても無計画になる僕ですが、日々の生活をしっかりと過ごそうという気持ち

(知的障がいと精神障がいがあり、お金のやりくりが苦手なDさんの例)

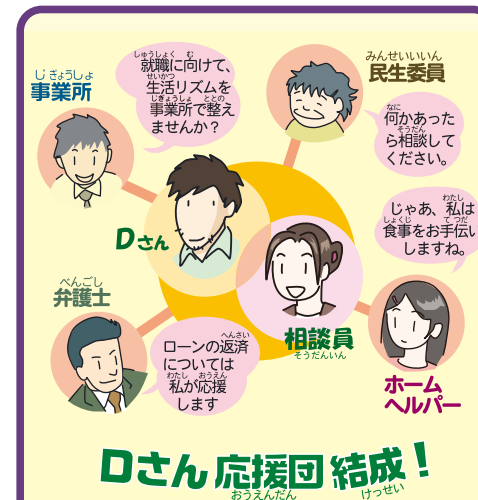


僕は知的障がいと精神障がいがあります。自分のお金のやりくりが苦手です。外食が多くなったり、大好きなマンガの本を買いすぎてしまったり、電気もガスも止められてしまい、体調も悪くなってしまいました。見かねた友達が、『相談支援事業所』に行くことを勧めてくれました。



相談員さんは僕の話最後まで丁寧に聞いてくれました。相談員さんと話すことで、僕は、自分が何に困っているのかを一つずつ整理することができました。これからなんとか生活を立て直したい... でもどうしたらいいんだろう？ 悩みがすっきりしない僕に、相談員さんは『一人で解決が難しいことは、いろんな人から力を借りてみてはどうでしょうか』と提案してくれました。

自分を助けてくれる人たちがいることで、を持てるようになりました。



Dさん応援団 結成！

僕は相談員さんと、どんな人に力を借りたらいいか一緒に考え、生活の立て直しを目指した計画をつくりました。そして、僕が一人で困らなくてもいい、応援団ができました。日中に事業所へ通うことで体力を取り戻したり、お金のやりくりを覚えたり、僕もできることはやろう！



応援団のサポートのおかげで少しずつ生活のリズムも整って、お金も計画的に使えるようになってきています。体調も良くなりました。今はまだ無理かもしれないけど、応援団のみんなの力を借りなくてもこの生活が続けられるようになります。りたいです。

ポイント

- お金の使い方だけでなく、日々の生活全体を良くしていくことが大切です。
- 一人でできないことは、誰かに支えてもらうことも必要です。

日常生活全体を良くしていくことが大切です。かに支えてもらうことも必要です。



お父さんが忙しい日は、ヘルパーさんが家に来てくれるようになお父さんも、あまり心配せずに働けるよ

(放課後の過ごし方が心配なE親子の例)

一人じゃご飯食べられないし、ひとりぼっちじゃ寂しいな...

お父さんも、お前のことを考えると、仕事も手につかないんだよ...

私は特別支援学校に通っています。足が動かないけれど、腕はなんとか動くし、毎日学校で勉強がんばってます。でも、学校が終わってしまうとお父さんが帰ってくるまでひとりぼっち。お父さんが帰ってくるまでご飯も食べられないし・・・。

何かいい方法はないでしょうか？

放課後のことなので『相談支援事業所』に相談してみてもいいでしょうか？

心配なお父さんが、担任の先生に相談してくれたら、担任の先生は、家の近くに『相談支援事業所』があることを教えてくれたの。早速、お父さんと一緒に行ってみよう。

ったよ。
うになったみたいでうれしいな。

ホームヘルプサービスがありますよ

他に、放課後に過ごせる場所もありますよ。利用できるか確認してみましょうか？

『相談支援事業所』で悩みを伝えたら、ホームヘルパーと放課後過ごせる場所を教えてくれて、確認が必要なことは、すぐにその場で電話してくれたの。ホームヘルパーを利用してみようかな。

もう一人じゃないから大丈夫。お父さん、がんばってお仕事してね

うん、これで安心して仕事ができる。休みは二人でいっぱい遊ぼうな

今は、お父さんの帰りが遅くなる日は、ヘルパーさんが来てくれて、ご飯を食べさせてもらえるようになったの。一緒に外出してもらえりし、もうひとりぼっちじゃないよ。お父さん、もう心配しないでいいから、お仕事がんばってね。

ポイント

- 相談内容に応じて必要な情報を提供します。
- 何かあっても困らないよう関係機関同士の協力体制をつくります。

報を提供します。
関係機関同士の協力体制をつくります。



なが し せつせいかつ ひとりぐ じつげん
長い施設生活をやめて一人暮らしを実現
はじ つか とまど
初めて使うサービスに戸惑いもあったけ
『相談支援事業所』が間に入ってくれたの
(重度の障がいがあるFさんの一人暮らしの例)

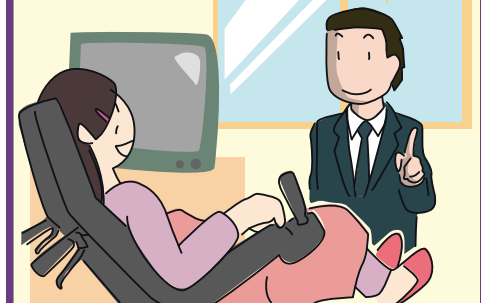
もう施設なんていや！外
で自由に暮らしたい！
でも一人で暮らすことな
んてできるのかしら？



『相談支援事業所』
に相談してみたら
どうかしら

わたしは頸椎損傷で30年以上施設生活
を送っていますが、もう長い施設暮らしを
やめて施設の外で一人暮らしをしたいと
思っています。
あるとき施設から出た友人が『相談支援
事業所』を教えてくださいました。

施設の外でも生活できるように支
えてくれるサービスがあります！



重い障がいがあっても、ヘルパーやボラ
ンティアの力を借りれば地域でも身の回
りのケアをしてもらえることを知りまし
た。一人のときも、緊急通報システムなど
誰かと連絡を取れる体制を整えられるそ
うです。
いろいろなサービスを使うことで、夢に
みた一人暮らしをスタートすることがで
きました。

したわたし。
ど、
で、安心して暮らしていけそうです。

ヘルパーさんと上手につきあえ
ない…。頼んでないことまでし
てくれるんだけど…親切な人だ
から言いづらくて…



どんなことを手伝って
もらうのか、もう一度
話し合いませんか？

しばらくして、ヘルパーさんとの付き合
いが苦しくなってきました。
相談員に相談してみたら、わたしの希望
とヘルパーさんに支援してもらっている
ことにズレができてきたのかもしれない
とのこと。
わたしを支えてくれる人たちと話し合
いを持つことを提案してもらいました。

今は、寝返りは自
分でできそうです



では、お任せしま
すね。でも苦しく
なったら言ってく
ださいね

話し合いの中で、一人暮らしに慣れたこ
とで、自分でできそうなことが増えてい
ることに気づきました。ヘルパーさんと
は、きちんとお互いの意思を確認できて良
かったです。
みんなと話し合うことで、わたしも支
援してくれる人も気持ちよく過ごせるよ
うになった気がします。



ポイント

- ・ 思いや状
・ 『相談支

況は変わるものです。
『相談支援事業所』は支援の輪の調整役を担います。

専門のスタッフとお話をしていくなかで 自閉症のことを少しずつ理解できるよう 以前より楽な気持ちで子どもと向き合え

(自閉症の息子との生活に疲れを感じていたBさん夫妻の例)

になり、
 るようになりました。



私たちの息子は、養護学校卒業後、作業所などに通いましたが長続きせず引きこもりがちで、精神的に不安定な状況が続いていました。

私たちもそんな息子とどうやって向き合っているかわからず、お互いにイライラをつのらせる毎日。支える立場の私たちまで、疲れ切っていました。



このままではいけない。そう思って『相談支援事業所』に相談を持ちかけました。相談員に促され受診した医療機関の診断は「自閉症」。

でも、自閉症の息子に対してどう接したらいいのか、よくわかりませんでした。



そんな状況を聞き、相談員がすぐに『自閉症・発達障害支援センター』を紹介してくれました。

「自閉症について、正しく知ることが大切です」

専門スタッフとの面談で、自閉症のことが徐々にわかっていくにつれ、お互いの対応にも少しずつ変化が出てきました。

自閉症・発達障害支援センターは76ページを参照



その後も『相談支援事業所』と『自閉症・発達障害支援センター』が、ヘルパーや日中過ごせる場所の紹介など、親身になって支えてくれたおかげで、楽な気持ちで息子と向き合えるようになりました。

息子のことが不安で日々の生活に疲れていた私たちも、今では自分たちの人生を楽しむ余裕が少しずつ生まれてきています。

ポイント

- ・専門的な立場から、お互い
- ・相談先ができることによ

いの信頼関係の構築のお手伝いができます。
 り、心の負担が小さくなります。



経済的に自立ができていない息子が
『相談支援事業所』に相談したことがきっ
わたしに頼らずに生活しようという気持ち
(障がいのある息子の経済的自立に悩むごさんの例)



わたしには47歳になる障がいのある息子がいます。就職もなかなかできず、お金がなくなるといつも私のところへお金をもらいにきました。迷いながらも小遣いをあげていましたが、これからはお金の面倒を見続けられるかどうか不安です。



これからの息子の生活に不安を感じて、『相談支援事業所』に思い切って相談してみました。相談員が息子からもしっかりと話を聞いた上で、本人に合った就職の方法を一緒に考えてくれることになりました。

かけで就職活動につながりました。
ちを持ってくれました。

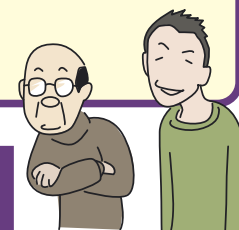


『相談支援事業所』では、親から離れて経済的に自立した生活ができるようにと、就業や生活を支援する専門機関と一緒に行ってくれました。また、グループホームや生活保護のしくみなども教えてくれました。

就業・生活支援センターは60ページを参照
就業・生活応援プラザとねとは62ページを参照
就業・生活相談室からびなは64ページを参照
就業・生活相談室テラスは66ページを参照
就業・生活相談室しんさっぽろは68ページを参照



息子が就職面接するようになるなんて思ってもいませんでした。親頼みの生活から、多くの人の支えを受けながらも一人で生活が送れるようになるかもしれないと、明るい希望が持てました。



ポイント

- ・ご本人の思いを尊重しながら、ご家族のご相談にも応じます。
- ・障がいを隠さずに働くことを、支援するしくみがあります。

自分で調べたいときは：

ずっと暴力をガマンしていたわたしですが
思い切って相談してみたことで
すぐに安全な環境をつくってもらえました。
(夫の暴力に困る知的障がいのあるA子さんの例)



わたしの夫は、結婚1年目くらいから、言うとおりにしないと殴るようになりました。すごく怖くて困っていたんですが、自分が困っていることをどうやって人に伝えていかわからなくて、ずっと悩みを抱えたまま過ぎていました。



そんなある日、友だちから障がいのある人が気軽に悩みを相談することのできる場所があることを教えてもらいました。知らない人に来て悩みを相談するなんて不安です。けれども友だちも相談してるっていうし、他にいい方法も思いつかないので、思い切って『相談支援事業所』に行ってみることにしました。



相談員の親切な対応に安心し、夫の暴力のことだけでなく日頃から感じていた辛いことも相談することができました。相談員は、これ以上ガマンしなくてもいいんだと気付くことができたわたしに、具体的な対策を教えてください、協力機関と一緒に相談に行ってくれる約束をしました。



夫から離れることは不安だったけど、怖いしガマンできないし、安全な環境をつくってもらうことにしました。これから夫のことを考えたり大変そうだけど、『相談支援事業所』の相談員の方たちに相談にのってもらえると思うと、元気を取り戻せそうです。



ポイント

- ・緊急の相談に
- ・相談先がで

も応じます。
ることにより、心の負担が小さくなります。

札幌市においては、このガイドブック以外にも、役立つ冊子を発行しております。ご興味がありましたら、ぜひご覧ください。

●障がいのある方のために

『障がいのある方のための
福祉ガイド』

この冊子では、さまざまな障がいのある方について、札幌市で受けられる支援の制度やサービスについてご案内しています。



●知的障がいのある方のために

『療育手帳をお持ちの方のための
さっぽろ市福祉ガイド』



札幌市のウェブサイトのこちらのページもご覧ください
<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shogaifukushi/>



●お子さんをお持ちの方のために



『札幌市こども発達支援ガイドブック 乳幼児期』



『札幌市こども発達支援ガイドブック 学齢期』



『サポートファイルさっぽろ』



●発達障がいのある方のために

『虎の巻』シリーズ

職場編



暮らし編



学校編



発達障がいのある人たちへの八つの支援ポイント

続・学校編



子育て編



いろいろな困りごとを抱える子たちへの支援ポイント

でこぼこがある育ちへの八つの支援ポイント



<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/rolemodel/>



札幌市公式ホームページの検索窓で

「障がい 就労事例」で検索。

または左の二次元バーコードからどうぞ。

障がいがあってもなくても、さまざまな働き方がある。

●就労している障がいのある方へ●

就労の好事例を随時募集しています。あなたの就労事例を紹介させてください。募集案内はホームページに掲載しておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

●企業の採用担当部署の方へ●

この事例集を職員採用の際の参考にしてください。障がいがあってもなくても、さまざまな働き方があります。企業の皆様には、是非さまざまな事例があることを知っていただき、誰もが活躍し輝き続けられる街、札幌を目指しましょう。



- ・障がいのある方が本人の言葉で語っている事例集です。
- ・できるだけ実名（一部匿名）で、本人の経歴がわかるように作成しています。
- ・さまざまな障がい、さまざまな業種の事例を紹介しています。
- ・随時新しい事例を募集し、掲載していく予定です。

就労事例集に関する問い合わせ先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課就労・相談支援担当係
電話：011-211-2936 Mail：syurou-soudan@city.sapporo.jp